

【資料2】「山口県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）」各施策の実施状況

指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
第4章 指標の改善に向けた具体的施策の推進		
1 教育の支援		
（1）幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上		
①幼児教育・保育の無償化		
1 ◆全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。	○保育・幼児教育総合推進事業（無償化） 特定教育・保育施設等に通う子どもに係る保育料を無償化 ○地域子ども・子育て支援事業（無償化） 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等に係る利用料を無償化 ○私立幼稚園就園推進事業 子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に通う幼児の利用料を助成	○保育・幼児教育総合推進事業（無償化） 特定教育・保育施設等に通う子どもに係る保育料を無償化 ○地域子ども・子育て支援事業（無償化） 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等に係る利用料を無償化 ○私立幼稚園就園推進事業 子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に通う幼児の利用料を助成
②多子世帯への支援		
2 ◆多子世帯における保育所等の保育料について、世帯の所得等に応じた助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	○多子世帯応援保育料等軽減事業 世帯における第3子以降の子どもに係る保育料等を軽減	○多子世帯応援保育料等軽減事業 世帯における第3子以降の子どもに係る保育料等を軽減
③幼児教育・保育の質の向上		
3 ◆保育士等の専門性を高めキャリアアップを図るための体系的な研修等の実施や、保育士等の更なる処遇改善等により、保育人材の育成・確保の促進を図ります。	○保育人材スキルアップ支援事業 保育所職員研修を開催 階層別研修、専門研修（国のガイドラインに基づく保育士等キャリアアップ研修） ○保育士確保総合対策事業 潜在保育士や未就学児を持つ保育士への貸付や認定こども園で働く幼稚園教諭の保育士資格取得支援等の実施 ○保育士確保緊急対策事業 県内保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付の実施	○保育人材スキルアップ支援事業 保育所職員研修を開催 階層別研修、専門研修（国のガイドラインに基づく保育士等キャリアアップ研修） ○保育士確保総合対策事業 潜在保育士や未就学児を持つ保育士への貸付や認定こども園で働く幼稚園教諭の保育士資格取得支援等の実施 ○保育士確保緊急対策事業 県内保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付の実施

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
4	◆幼稚園教諭の専門性向上に向けた講習の開催や、幼稚園が実施する処遇改善への支援等により、幼稚園における人材育成・確保の促進を図ります。	○私立幼稚園教員処遇改善促進事業 ・平成28年度を基準として0.6%を超える処遇改善に対する支援：13園 ○私学教職員研修補助金（県幼稚園協会が実施する研修事業への支援） 研修会：2回開催 ○幼児教育の質の向上推進事業（幼稚園教諭免許状認定講習の開設） ・受講者147人（延べ人数）	○私立幼稚園教員処遇改善促進事業 ・平成28年度を基準として0.6%を超える処遇改善に対する支援：17園（予定） ・月額9千円相当の処遇改善に対する支援：17園（予定） ○私学教職員研修補助金（県幼稚園協会が実施する研修事業への支援） 研修会：2回開催予定 ○幼児教育の質の向上推進事業（幼稚園教諭免許状認定講習の開設） ・受講予定者数107人（延べ人数）
5	◆幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導が行われ、小学校教育への円滑な接続が可能となるように、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	○幼児教育推進事業 ・幼稚園教育課程研究協議会、つながる子どもの育ち大会の開催	○幼児教育の理解・発展推進事業 ・山口県幼児教育・保育研究協議会 ○幼児教育充実事業 ・保幼小連携研修会（年3回）の開催 ・カリキュラム開発会議（年3回）の開催 等
6	◆子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型家庭教育支援等の取組を推進します。	○地域教育力日本一推進事業（家庭教育支援員の養成、家庭教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築） ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チームによる支援（アウトリーチ型支援等）の充実を図る。 「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」 ・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会（年2回） ・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究（5中学校区） ・家庭教育支援チーム連絡会議の開催（年3回） 「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」 ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催（年2回） ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催（年7回） ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催（年4回） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催（年1回） ※家庭教育支援チーム：19市町51チーム（うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム：26チーム）	○地域教育力日本一推進事業（家庭教育支援員の養成、家庭教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築） ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チームによる支援（アウトリーチ型支援等）の充実を図る。 「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」 ・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会（年2回） ・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究（5中学校区） ・家庭教育支援チーム連絡会議の開催（年3回） 「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」 ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催（年2回） ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催（年7回） ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催（年4回） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催（年1回） ※家庭教育支援チーム：19市町57チーム（うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム：36チーム）

指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
（2）地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築		
①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等		
7 ◆児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図り、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、やまぐち総合教育支援センターや県内全市町へのスクールソーシャルワーカーの配置・拡充を行い、学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する体制の充実を図ります。	○県スクールソーシャルワーカー（エリア・スーパーバイザー）の配置 スクールソーシャルワーカーのやまぐち総合教育支援センターへの配置（4名）を継続し、困難を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携・調整を図るとともに、エリア・スーパーバイザーとして市町配置スクールソーシャルワーカーへの専門的助言・支援を行う。 ○スクールソーシャルワーカーの市町への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町配置を継続し、市町立学校における福祉の専門家を活用した支援体制を整備することにより、学校の生徒指導体制の充実を図る。	○県スクールソーシャルワーカー（エリア・スーパーバイザー）の配置 スクールソーシャルワーカーのやまぐち総合教育支援センターへの配置（4名）を継続し、困難を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携・調整を図るとともに、エリア・スーパーバイザーとして市町配置スクールソーシャルワーカーへの専門的助言・支援を行う。なお、スクールソーシャルワーカー4名のうち1名を常勤化（正規雇用）し、人材育成体制を構築することで、県内スクールソーシャルワーカー全体の資質向上に係る取組を推進する。 ○スクールソーシャルワーカーの市町への配置 スクールソーシャルワーカー（46名）の全市町配置を継続し、市町立学校における福祉の専門家を活用した支援体制を整備することにより、学校の生徒指導体制の充実を図る。
8 ◆児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーを全公立学校に配置し、学校においてスクールカウンセラーが機能する体制の充実を図ります。	○スクールカウンセラーの学校への配置 スクールカウンセラーを全公立学校に配置し、すべての児童生徒が専門的カウンセリングを受けられる体制を継続するとともに、引き続き、教職員・保護者に対する助言・援助を行うなどの適切な支援に努める。	○スクールカウンセラーの学校への配置 スクールカウンセラー（81名）を全公立学校に配置し、すべての児童生徒が専門的カウンセリングを受けられる体制を継続するとともに、引き続き、教職員・保護者に対する助言・援助を行うなどの適切な支援に努める。

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
9	<p>◆「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区単位で学校、PTA等と連携・協働する家庭教育支援チームの設置やアウトリーチ型家庭教育支援等の推進、その担い手となる家庭教育支援者の養成を進めることにより、地域における相談・支援体制強化の充実を図ります。</p>	<p>○地域教育力日本一推進事業（家庭教育支援員の養成、家庭教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チームによる支援（アウトリーチ型支援等）の充実を図る。 <p>「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会（年2回） ・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究（5中学校区） ・家庭教育支援チーム連絡会議の開催（年3回） <p>「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催（年2回） ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催（年7回） ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催（年4回） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催（年1回） <p>※家庭教育支援チーム：19市町51チーム（うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム：26チーム）</p>	<p>○地域教育力日本一推進事業（家庭教育支援員の養成、家庭教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チームによる支援（アウトリーチ型支援等）の充実を図る。 <p>「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会（年2回） ・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究（5中学校区） ・家庭教育支援チーム連絡会議の開催（年3回） <p>「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催（年2回） ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催（年7回） ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催（年4回） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催（年1回） <p>※家庭教育支援チーム：19市町57チーム（うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム：36チーム）</p>
	②学校教育による学力保障		
10	<p>◆家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、家庭や地域との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力状況の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた具体的な取組を強化します。</p>	<p>○学びに向かうやまぐちっ子育成推進事業（やまぐち学習支援プログラム充実事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐち学習支援プログラム」における「やまぐちっ子学習プリント」を提供 ・Webサイトの保護者等アクセス数：452,668件 	<p>○学びに向かうやまぐちっ子育成推進事業（やまぐち学習支援プログラム充実事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐち学習支援プログラム」における「やまぐちっ子学習プリント」を提供 ・Webサイトの保護者等アクセス数：159,862件（8月末現在）
11	<p>◆子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図るため、市町教育委員会と連携し、35人学級化等の学級集団の規模縮小と、複数教員の指導による学習集団の規模縮小を組み合わせ合わせた効果的な少人数教育を推進します。</p>	<p>○35人学級化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全小中学校で全学年35人学級化の実施 ・小学校5校で、1年生の30人学級化 <p>○少人数指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数加配教員：220人（146校） ・学力向上等支援員：22人（22校）※小学校のみ 	<p>○35人学級化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全小中学校で全学年35人学級化の実施 ・小学校5校で、1年生の30人学級化 <p>○少人数指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数加配教員：162人（115校） ・学力向上等支援員：23人（23校）※小学校のみ

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
12	◆高等学校では、各学校において、確かな学力を育むための明確な学校目標やチャレンジ目標を設定して、学校全体で取り組む体制づくりや、全ての学校におけるキャリア教育の視点に立った進路指導の推進体制を構築するとともに、全教職員が一体となって計画的に学力向上に取り組めます。	○地区別校長会議の開催 ・各学校の学力向上に向けた取組等への指導助言	○地区別校長会議の開催 ・各学校の学力向上に向けた取組等への指導助言
13	◆学校における支援体制を充実させるため、教員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、学校現場の課題解決力、校内研修等の深化に向けた支援の充実・強化を図ります。	○研修講義の実施 中堅教諭をはじめ、採用2年目の教諭や養護教諭新規採用者等を対象にした基本研修やリスクマネジメントの専門研修において、SSWを講師とし、貧困問題に関する理解を深めるための講義を実施 ○総合支援学校校内研修への派遣 希望する総合支援学校にSSWを講師として派遣し、貧困を含む様々な困難事例に対応するための校内研修を実施 ○教職員等研修事業 生徒指導に関する研修会を年4回（管理職2回、生徒指導主任1回、教育相談担当1回）実施し、教職員の資質・能力の向上に努める。	○研修講義の実施 中堅教諭をはじめ、採用2年目の教諭や養護教諭新規採用者等を対象にした基本研修やリスクマネジメントの専門研修において、SSWを講師とし、貧困問題に関する理解を深めるための講義を実施 ○県立学校校内研修への派遣 希望する県立学校にSSWを講師として派遣し、貧困を含む様々な困難事例等に対応するための校内研修を実施 ○教職員等研修事業 生徒指導に関する研修会を年5回（管理職2回、生徒指導主任1回、教育相談担当1回、中堅教諭1回）実施し、教職員の資質・能力の向上に努める。
	（3）高等学校等における修学継続のための支援		
	①高校中退予防のための取組		
14	◆各学校の特色や生徒の実態に応じた進路指導計画を工夫・改善し、各学校における組織的、計画的・系統的な進路指導の推進を図ります。	○地区別校長会議の開催 ・各学校の進路指導の取組への指導助言 ○学校プランサポート ・学習合宿や学校間の連携などの取組に係る経費を支援	○地区別校長会議の開催 ・各学校の進路指導の取組への指導助言 ○学校プランサポート ・学習合宿や学校間の連携などの取組に係る経費を支援
15	◆高校中退の防止や、大学等への進路支援等のため、生徒の抱える課題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による相談・支援体制の整備・充実を図ります。	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 スクールカウンセラーを高等学校及び中等教育学校に配置し、すべての生徒及び教職員・保護者が専門的支援を受けられる体制及び、やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカーによる、生徒の抱える環境の課題への働きかけや関係機関との連携・調整等の相談・支援体制を継続し、その充実に努める。	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 スクールカウンセラー（49名）を高等学校及び中等教育学校に配置し、すべての生徒及び教職員・保護者が専門的支援を受けられる体制及び、やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカー（4名）による、生徒の抱える環境の課題への働きかけや関係機関との連携・調整等の相談・支援体制を継続し、その充実に努める。

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
16	◆高等学校に在学中の生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うとともに、当該生徒の希望に応じ、学業の継続を支援します。また、日頃から、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう学校教育活動全体を通じて必要な指導を行います。	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（次世代を担う女性の健康支援事業） ・思春期保健に関わる指導者向け研修、保護者向け公開講座の開催 ・健康教育用リーフレット、啓発用カードによる周知啓発 ・思春期保健対策の強化や健康教育の推進に向けた有識者会議の開催 ○学習指導要領による指導（保健体育科） 保健体育科では、生徒自らの行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるように指導を行う。	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（次世代を担う女性の健康支援事業） ・思春期保健に関わる指導者向け研修、保護者向け公開講座の開催 ・健康教育用リーフレット、啓発用カードによる周知啓発 ・思春期保健対策の強化や健康教育の推進に向けた有識者会議の開催 ○学習指導要領による指導（保健体育科） 保健体育科では、生徒自らの行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるように指導を行う。
17	◆小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、学校と家庭、地域、産業界等との連携強化を図ります。これらの取組を通して、全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深め、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図りながら、子どもたちのキャリア発達を促進します。	○キャリア教育総合推進事業 ・キャリア教育推進会議において、本県におけるキャリア教育の推進方策等を検討するとともに、学校と家庭・地域、産業界等の連携協力体制の強化について協議	○キャリア教育総合推進事業 ・キャリア教育推進会議において、本県におけるキャリア教育の推進方策等を検討するとともに、学校と家庭・地域、産業界等の連携協力体制の強化について協議
	②高校中退後の支援		
18	◆高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら学習習慣の確立や基礎学力の定着をめざして学習相談及び学習支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 〈実施個所〉 7 福祉事務所 ○地域教育力日本一推進事業（地域未来塾支援事業） ・地域未来塾による教育活動の充実（9か所）	○生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 〈実施個所〉 7 福祉事務所 ○地域教育力日本一推進事業（地域未来塾支援事業） ・地域未来塾による教育活動の充実（8か所）
19	◆学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労や復学・就学を支援します。	○支援資料の作成・配付 中途退学等の生徒のための支援資料「新しい進路に向けて（令和4年度版）」を作成・配付し、高校における学び直し等の就学情報や、サポステ等の就労支援機関に関する情報提供を行う。	○支援資料の作成・配付 中途退学等の生徒のための支援資料「新しい進路に向けて（令和5年度版）」を作成・配付し、高校における学び直し等の就学情報や、サポステ等の就労支援機関に関する情報提供を行う。

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
20	◆高等学校等中退者が再び高等学校等で学び直す場合に、国の補助制度を活用して、卒業までの間、授業料の支援等を実施し、高等学校等における就学継続の支援に努めます。	○公立高等学校等就学支援事業（高等学校等学び直し支援事業） 高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、最大12月（定時制・通信制は24月）、継続して高等学校等学び直し支援金の支給を実施 【公立】 支給実績：13人 ○私立高等学校等就学支援事業（私立高等学校等学び直し支援事業） 高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、最大12月（定時制・通信制は24月）、継続して高等学校等学び直し支援金の支給を実施 支給対象者：64人	○公立高等学校等就学支援事業（高等学校等学び直し支援事業） 高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、最大12月（定時制・通信制は24月）、継続して高等学校等学び直し支援金の支給を実施 【公立】 支給予定者：約30人 ○私立高等学校等就学支援事業（私立高等学校等学び直し支援事業） 高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、最大12月（定時制・通信制は24月）、継続して高等学校等学び直し支援金の支給を実施 支給予定者：約100人
	（4）大学等進学に対する教育機会の提供		
	①高等教育の修学支援		
21	◆真に支援が必要な低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。	○私立専門学校修学支援事業 ・授業料減免対象者：297人 ・入学料減免対象者：131人 ○県立大学運営費交付金（修学支援新制度対応分） ・授業料減免対象者：206人 ・入学料減免対象者：54人	○私立専門学校修学支援事業 ・授業料減免対象予定者：385人 ・入学料減免対象予定者：141人 ○県立大学運営費交付金（修学支援新制度対応分） ・授業料減免対象予定者：202人 ・入学料減免対象予定者：49人
	（5）特に配慮を要する子どもへの支援		
	①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援		
22	◆児童養護施設に入所する小・中学生が学習習慣を身に付けたり、高等学校等受験に向けた学力向上を図るため、大学生ボランティアの派遣等による学習支援の取組を推進します。	○児童養護施設における学習支援の実施 児童養護施設の入所児童等に学習支援を行う指導員の配置に係る経費及び必要な副教材費等の経費を措置費で支弁 対象児童：延べ2,460人	○児童養護施設における学習支援の実施 児童養護施設の入所児童等に学習支援を行う指導員の配置に係る経費及び必要な副教材費等の経費を措置費で支弁 対象児童：延べ3,298人
23	◆児童養護施設の入所児童等が、私立高等学校に通学する際の経済的負担の軽減を図ります。	○児童等処遇改善費 児童養護施設の入所児童等が、私立高校に通学する際の経済的負担の軽減を図るため、公私立間の授業料の差額の一部を措置費で支弁 対象児童：65人	○児童等処遇改善費 児童養護施設の入所児童等が、私立高校に通学する際の経済的負担の軽減を図るため、公私立間の授業料の差額の一部を措置費で支弁 対象児童：63人
24	◆児童養護施設等で暮らす子どもの進学を支援するため、進学に際して必要な学用品等の購入費や進学後の生活費等の貸付けを行います。	○子どもの虐待対策強化事業（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業） ・児童養護施設退所者等に対し、家賃相当額、生活費、就職に必要な資格取得費を貸付 貸付件数：5件	○子どもの虐待対策強化事業（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業） ・児童養護施設退所者等に対し、家賃相当額、生活費、就職に必要な資格取得費を貸付 貸付件数：7件

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	②障害のある児童生徒等への支援		
25	◆障害のある児童生徒等に対する支援の充実に向け、総合支援学校を中核とする早期からの教育相談の実施や医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図ります。	○インクルーシブ教育システム推進事業 外部専門家を活用した教員の専門性向上による特別支援学校のセンター的機能の強化や、ICTを活用した自立活動の指導の在り方の調査研究に取り組むとともに、看護師の校外学習への同行充実や就職支援コーディネーターの配置等により、学習機会の確保や就職に向けた支援を実施	○インクルーシブ教育システム推進事業 外部専門家を活用した教員の専門性向上による特別支援学校のセンター的機能の強化や、ICTを活用した自立活動の指導の在り方の調査研究に取り組むとともに、看護師の校外学習への同行充実や就職支援コーディネーターの配置等により、学習機会の確保や就職に向けた支援を実施
26	◆特別支援教育就学奨励費の支弁や通学バスの運行等により、障害のある児童生徒等に対する支援の充実を図ります。	○特別支援教育就学奨励費 県立特別支援学校の児童生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費について支弁 ○通学バス対策費 県内51路線の通学バスを運行し、障害のある児童生徒の通学手段を確保	○特別支援教育就学奨励費 県立特別支援学校の児童生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な経費について支弁 ○通学バス対策費 県内54路線の通学バスを運行し、障害のある児童生徒の通学手段を確保
	③外国人児童生徒等への支援		
27	◆外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保されるよう、市町立小中学校における日本語指導に係る加配教員の配置等を行います。	○日本語指導に係る加配教員の配置 ・加配教員の人数：11人（岩国市、山口市、防府市及び宇部市に配置） ○小中学校日本語指導支援員配置事業 ・岩国地域の市町立小中学校への日本語指導支援員配置補助：6人	○日本語指導に係る加配教員の配置 ・加配教員の人数：14人（岩国市、山口市、防府市、宇部市及び下関市に配置） ○小中学校日本語指導支援員配置事業 ・岩国地域の市町立小中学校への日本語指導支援員配置補助：5人
	（6）教育費負担の軽減		
	①義務教育段階の就学支援の充実		
28	◆就学援助費補助について、国において就学援助の実態に応じた補助金の充実が図られるよう働きかけるとともに、市町において、就学援助制度の周知の充実や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施等、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。	○生活保護世帯等に対する経済的支援 要保護者・準要保護者への就学援助については、各市町が実施主体であることから、県としては、次のとおり実施。 ・国への要望：全国都道府県教育長協議会等を通じ、市町への十分な財政措置を要望（7月、11月） ・各市町への通知：適切な支援の実施や予算の確保等について依頼する教育長通知を发出（7月）	○生活保護世帯等に対する経済的支援 要保護者・準要保護者への就学援助については、各市町が実施主体であることから、県としては、次のとおり実施。 ・国への要望：全国都道府県教育長協議会等を通じ、市町への十分な財政措置を要望（7月、11月（予定）） ・各市町への通知：適切な支援の実施や予算の確保等について依頼する教育長通知を发出（7月）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減		
29	◆高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度や、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援である高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度の活用により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減に努めます。	○公立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を実施 支給実績：18,172人 ○私立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を実施 支給対象者：10,754人 ○国公立高校生奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 【公立】 支給実績：2,157人 ○私立高校生等奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 支給対象者：1,456人	○公立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を実施 支給予定者：約18,000人 ○私立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を実施 支給予定者：約10,900人 ○国公立高校生奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 【公立】 支給予定者：約2,600人 ○私立高校生等奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 支給予定者：約1,700人
30	◆私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。	○子育て支援のための私立高校生授業料等減免事業 高校段階における子育て支援として、私学の多様な教育を選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、私立高等学校等が経済的理由で就学が困難な生徒を対象として行う授業料等減免事業に対して補助を実施 授業料減免対象者：574人 入学金減免対象者：767人	○子育て支援のための私立高校生授業料等減免事業 高校段階における子育て支援として、私学の多様な教育を選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、私立高等学校等が経済的理由で就学が困難な生徒を対象として行う授業料等減免事業に対して補助を実施 授業料減免予定者：約400人 入学金減免予定者：約800人
31	◆向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対する支援のため、引き続き、(公財)山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。	○県立高校生等奨学事業 新規貸与実績：21人 ○私立高校生奨学事業 新規貸与対象者：60人 ○私立高校生通信制課程修学奨励事業 貸付対象者：10人	○県立高校生等奨学事業 新規貸与予定者数：約30人 ○私立高校生奨学事業 新規貸与予定者：約110人 ○私立高校生通信制課程修学奨励事業 貸付予定者：14人

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減		
32	◆低所得者世帯の子どもの高等学校や大学等への就学を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度への補助を行います。	○生活福祉資金貸付事業費補助（教育支援資金） 低所得世帯等が経済的に自立し、安定した生活が営まれるよう、県社会福祉協議会が行う資金貸付事業に補助する。	○生活福祉資金貸付事業費補助（教育支援資金） 低所得世帯等が経済的に自立し、安定した生活が営まれるよう、県社会福祉協議会が行う資金貸付事業に補助する。
33	◆高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。	○生活保護扶助費 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学考査料等を支給。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱う。	○生活保護扶助費 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学考査料等を支給。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱う。
34	◆大学等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付します。また、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもに係る住宅扶助額を減額しないこととします。	○生活保護扶助費 大学等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付。また、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもに係る住宅扶助額を減額しないよう取り扱う。	○生活保護扶助費 大学等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付。また、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもに係る住宅扶助額を減額しないよう取り扱う。
	④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減		
35	◆ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学継続や大学等への進学を断念することのないよう、引き続き、母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援を行います。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金） 母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、経済的自立の促進と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付けを行う。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金） 母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、経済的自立の促進と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付けを行う。
36	◆ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用について、引き続き支援を行います。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業） ひとり親家庭の学び直しを支援するため、ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の一部を支給	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業） ひとり親家庭の学び直しを支援するため、ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の一部を支給
	（7）地域における学習支援等		
	①地域学校協働活動における学習支援等		
37	◆放課後子ども教室や土曜日等の教育活動等の取組を推進し、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かした地域による学習支援の充実を図ります。	○地域教育力日本一推進事業 ・「山口県地域連携教育推進協議会」の開催（年2回） ・「地域連携教育担当者研修会」の開催（年2回） ・県内10地域での「地域連携教育担当者合同研修会」の開催 ・「地方創生フォーラムin山口」の開催 ・「山口県高校生ボランティアバンク」を活用した運営の充実 ・放課後子ども教室数及び土曜日等の教育活動実施教室数（220教室） ・地域未来塾による教育活動の充実（9か所）	○地域教育力日本一推進事業 ・「山口県地域連携教育推進協議会」の開催（年2回） ・「地域連携教育担当者研修会」の開催（年2回） ・県内10地域での「地域連携教育担当者合同研修会」の開催 ・「やまぐち地域連携教育の集い（西部・東部地区）」の開催 ・「放課後子ども教室」等への高校生のボランティア参加を通じた教育支援活動の充実 ・放課後子ども教室等による教育活動の充実（215教室） ・地域未来塾による教育活動の充実（8か所）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	②生活困窮世帯等への学習支援		
38	◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの学習・進学意欲の向上、親の教育不安の解消を図るため、学習に関する支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 <実施個所> 7福祉事務所 ○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 <実施個所> 4市 ○生活困窮担当部局と学校等教育部局の連携による放課後子ども教室やコミュニティスクール等への参加促進	○生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 <実施個所> 7福祉事務所 ○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 <実施個所> 5市 ○生活困窮担当部局と学校等教育部局の連携による放課後子ども教室やコミュニティスクール等への参加促進
	（8）その他の教育支援		
	①夜間中学校の設置に係るニーズの把握		
39	◆義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている夜間中学校については、国や他の都道府県の状況等について市町教育委員会へ情報提供を行うとともに、市町教育委員会と連携してニーズの把握に努めます。	○国や他の都道府県の状況等について市町教育委員会へ情報提供、市町教育委員会との連携によるニーズの把握	○国勢調査の結果等を踏まえ、改めて潜在的な需要の有無を全県的に把握するため、市町教委や関係機関等と連携しながら、今年度中にニーズ調査を実施 <令和2年国勢調査> ・本県における未就学者：851人 ・最終卒業学校が小学校の方：7,925人
	②学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保		
40	◆生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。	○生活保護扶助費 生活保護制度による教育扶助費の支給を行い、生活保護世帯の就学を支援をする。 ○要保護及び準要保護児童生徒援助費 就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施する。	○生活保護扶助費 生活保護制度による教育扶助費の支給を行い、生活保護世帯の就学を支援をする。 ○要保護及び準要保護児童生徒援助費 就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施する。
41	◆児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力養成のため、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	○学校給食の実施状況 ・小学校＝完全実施：275校、未実施：1校 ・中学校＝完全実施：140校、未実施：1校 ○食育の推進 ・学校における食育の指導力向上（研修会開催：9校） ・栄養教諭の配置（126人） ・地場産物活用による学校給食の充実	○学校給食の実施状況 ・小学校＝完全実施：272校、未実施：1校 ・中学校＝完全実施：140校、未実施：1校 ○食育の推進 ・学校における食育の指導力向上（研修会開催：9校） ・栄養教諭の配置（134人） ・地場産物活用による学校給食の充実

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	③多様な体験活動の機会の提供		
42	◆長期自然体験活動やAFPYなどの特色ある体験活動、県立山口図書館や県立山口博物館等による専門性を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。	<p>○青少年自然体験活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の冒険・サマースクール（小学生チャレンジプログラム・中高生クエストプログラム）の開催 ・AFPY研修会（初級・中級・上級）の開催 ・AFPYアドバイザーによるAFPY出前講座の開催促進（県への依頼により実施した出前講座の回数：27回） <p>○子どもの読書活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館と出会う読書活動「ライぶらり」の推進（実践支援や出前講座による普及活動） ・「出前こどもとしょかん」や「おはなし会」等の子供向け行事の開催（『出前こどもとしょかん』の回数：5回、「おはなし会」の回数：12回） ・読書ボランティア団体や学校等への「団体貸出」の実施 <p>○博物館学校地域連携教育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・子ども会などへの社会見学、館内授業や出前授業を実施（出前授業の回数：235回、社会見学・館内授業の利用団体数：84団体） ・学習ニーズの多様化・高度化に対応した様々な教育普及講座（講座、実験、体験学習など）の開催（教育普及講座開催数：22回） 	<p>○青少年自然体験活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の冒険・サマースクール（小学生チャレンジプログラム・中高生クエストプログラム）の開催 ・AFPY研修会（体験編・発展編・指導編）の開催 ・AFPYアドバイザーによるAFPY出前講座の開催促進（県へ依頼された出前講座の回数：47回【8月末現在】） <p>○子どもの読書活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館と出会う読書活動「ライぶらり」の推進（実践支援や出前講座による普及活動） ・「出前こどもとしょかん」や「おはなし会」等の子供向け行事の開催（『出前こどもとしょかん』の回数：2回、「おはなし会」の回数：5回【8月末現在】） ・読書ボランティア団体や学校等への「団体貸出」の実施 <p>○博物館学校地域連携教育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・子ども会などへの社会見学、館内授業や出前授業を実施（出前授業の回数：85回、社会見学・館内授業の利用団体数：44団体【8月末現在】） ・学習ニーズの多様化・高度化に対応した様々な教育普及講座（講座、実験、体験学習など）の開催（教育普及講座開催数：10回【8月末現在】）
43	◆将来の国際交流の中心となっていく人材の基盤となる資質能力を育成していくために、語学力（英語力）の向上に向けて、イングリッシュキャンプ等、小・中・高等学校が連携した取組を進め、英語によるコミュニケーション能力を育成します。	<p>○児童生徒の英語力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修協力校（小学校1校、中学校1校、高校1校）において、授業公開や研修会等を実施 <p>○国際交流支援員による国際交流推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩国地域の市町立中学校への国際交流支援員配置補助：岩国市14人、和木町1人、周防大島町1人 <p>○明日を拓くグローバル人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンデイ・イングリッシュセミナーを開催 ・短期留学の支援を実施 <p>○外国青年英語指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手を招致し、全ての県立学校においてALTを活用した指導を実施 <p>○小学校英語専科教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置校や兼務校での専門性の高い授業を行うとともに、公開授業を通して、新学習指導要領の趣旨に沿った外国語教育について周知（28人配置） 	<p>○児童生徒の英語力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修協力校（小学校1校、中学校1校、高校1校）において、授業公開や研修会等を実施 <p>○国際交流支援員による国際交流推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩国地域の市町立中学校への国際交流支援員配置補助：岩国市14人、和木町1人、周防大島町1人 <p>○明日を拓くグローバル人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンデイ・イングリッシュセミナーを開催予定 ・短期留学の支援を実施予定 <p>○外国青年英語指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手を招致し、全ての県立学校においてALTを活用した指導を実施予定 <p>○小学校英語専科教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置校や兼務校での専門性の高い授業を行うとともに、公開授業を通して、学習指導要領の趣旨に沿った外国語教育について周知（33人配置）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	2 生活の安定に資するための支援		
	(1) 妊娠・出産・子育て期における支援		
	①妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援		
44	◆妊産婦等が、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談支援が受けられるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（やまぐち版ネウボラ推進事業） ・「やまぐち版ネウボラ」の推進に向けた関係者（市町、健康福祉センター等）会議の開催（年1回） ・地域子育て支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催（5回） 【対象】地域子育て支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学 他4か所 ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催（4回） 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【実施方法】オンデマンド配信によるWeb研修	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（やまぐち版ネウボラ推進事業） ・「やまぐち版ネウボラ」の推進に向けた関係者（市町、健康福祉センター等）会議の開催（年1回） ・地域子育て支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催（実技1日（集合型）、講義1日（オンライン）） 【対象】地域子育て支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学（実技） ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催（4回予定） 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【実施方法】オンデマンド配信によるWeb研修
45	◆SNSアプリとAIチャットボットの活用により、県民からの問い合わせに24時間365日対応するとともに、子育てに必要な機能や虐待等に関するSNS相談機能等を提供する総合的な子育て支援システムを構築し、出産から子育てまでの一貫した伴走型支援を行います。	○子育てAIコンシェルジュ導入事業 ・市町・関係団体・県民から意見を聴取 ・システムへのニーズに対応するため、追加機能を開発 ・令和4年4月からの本格実施を目指し、システム構築作業を実施 ○つながるやまぐちSNS相談事業 子育ての不安や育児疲れ、児童虐待、DV、ヤングケアラー等の問題の深刻化を未然に防止するため、子育てに不安を抱える保護者や子ども自身からのあらゆる相談に、ワンストップで対応するSNS相談体制を構築 ・開設日：令和4年1月17日 ・LINE友だち登録数：477件 ・相談件数：244件	○子育てAIコンシェルジュ運営事業 ・子育てに関する様々な相談内容を判断し、最適な回答へと案内するAIチャットボットを運用 ・市町の母子手帳アプリ導入に伴う初期費用を補助 ○つながるやまぐちSNS相談事業 子育ての不安や育児疲れ、児童虐待、DV、ヤングケアラー等の問題の深刻化を未然に防止するため、子育てに不安を抱える保護者や子ども自身からのあらゆる相談に、SNS相談窓口により、24時間365日ワンストップで対応
46	◆子育ての悩みや不安に関する各種相談機関等のネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。	○地域子ども・子育て支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 地域ネットワークの専門性強化等による児童虐待の予防、早期発見・対応	○地域子ども・子育て支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 地域ネットワークの専門性強化等による児童虐待の予防、早期発見・対応
47	◆妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握するとともに、養育上の様々な問題を抱える家庭に対しては、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調状態に対する相談・助言などの養育支援を行います。	○地域子ども・子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業） ・生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施 ・養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施	○地域子ども・子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業） ・生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施 ・養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援		
48	◆乳児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組を支援します。	○子どもの虐待対策強化事業（特定妊婦等母子支援事業、ハイリスク家庭見守りチームの派遣、子育てに悩む親支援プログラムの実施） ・児童虐待の未然防止のため、出産やその後の育児に困難が予想される妊婦等への養育支援、自立支援等を実施 ・虐待の可能性のある家庭に保健師等を派遣し、専門的な相談・援助を実施 ・子育てに悩む保護者同士の交流促進、児童相談所職員による子育て手法の指導	○子どもの虐待対策強化事業（特定妊婦等母子支援事業、ハイリスク家庭見守りチームの派遣、子育てに悩む親支援プログラムの実施） ・児童虐待の未然防止のため、出産やその後の育児に困難が予想される妊婦等への養育支援、自立支援等を実施 ・虐待の可能性のある家庭に保健師等を派遣し、専門的な相談・援助を実施 ・子育てに悩む保護者同士の交流促進、児童相談所職員による子育て手法の指導
49	◆専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設を活用し、地域での生活を支援します。	○児童保護費（負担金（市町長措置分）等）	○児童保護費（負担金（市町長措置分）等）
	（2）保護者の生活支援		
	①保護者の自立支援		
50	◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業） 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施し、県内すべての福祉事務所において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行う。 就労準備段階の者への支援、家計に関する個別の支援プランを作成するなどきめ細かな支援を実施する。	○生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業） 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施し、県内すべての福祉事務所において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行う。 就労準備段階の者への支援、家計に関する個別の支援プランを作成するなどきめ細かな支援を実施する。
51	◆子育てなどに悩みをもつひとり親家庭等については、育児不安の解消や、困っている時の相談相手を確保するため、「母子・父子交流会」を開催します。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（養育費等支援事業） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子・父子交流会「親子ふれあいのつどい」を開催 年2回	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（養育費等支援事業） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子・父子交流会「親子ふれあいのつどい」を開催予定 年2回
52	◆ひとり親家庭等の親を対象とした家計管理・生活支援講習会を開催し、ひとり親家庭の親の自立を支援します。	○ひとり親家庭等生活向上事業（家計管理・生活支援講習会等事業） 児童のしつけや育児、健康管理の支援、家計管理、親子のふれあいの機会を作るための講習会を開催 16回開催	○ひとり親家庭等生活向上事業（家計管理・生活支援講習会等事業） 児童のしつけや育児、健康管理の支援、家計管理、親子のふれあいの機会を作るための講習会を開催 3回開催（9月末現在）
53	◆修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数：273世帯 家庭支援員派遣件数：60件	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数：272世帯 家庭支援員派遣件数：44件（9月末現在）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	②保育等の確保		
54	◆就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、山口県子ども・子育て支援事業支援計画や各市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備等の取組を推進します。	○市町子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組を支援 定員増：265人（3市3施設）	○市町子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組を支援 定員増：206人（3市4施設） ※令和4年4月1日見込
55	◆「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町の取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組に向けた支援を行います。	○地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業） ○地域教育力日本一推進事業（合同研修会の開催） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催	○地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業） ○地域教育力日本一推進事業（合同研修会の開催） ・家庭教育支援員等合同研修会の開催
56	◆保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で「子どもの貧困」に関する対応を盛り込む等により、担当職員の専門性の向上を図ります。	○保育人材スキルアップ支援事業 「保護者支援・子育て支援研修」（保育士等キャリアアップ研修） 2回開催	○保育人材スキルアップ支援事業 「保護者支援・子育て支援研修」（保育士等キャリアアップ研修） 2回開催
	③保護者の育児負担の軽減		
57	◆子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。	○地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）） 各事業の実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助	○地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）） 各事業の実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助
58	◆児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ）に対する支援を行います。	○地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助	○地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助
	④医療費に係る負担軽減		
59	◆子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小学校就学前の乳幼児医療費の自己負担分の助成を行います。また、ひとり親家庭等の親及び子どもが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分の助成を行います。	○乳幼児医療対策費 ○ひとり親医療対策費	○乳幼児医療対策費 ○ひとり親医療対策費
	（3）子どもの生活支援		
	①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援		
60	◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 ＜実施個所＞ 7福祉事務所	○生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 ＜実施個所＞ 7福祉事務所
61	◆ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことができる居場所づくりを推進します。	○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 ＜実施個所＞ 4市	○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 ＜実施個所＞ 5市

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
62	◆家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「子ども食堂」が、子どもたちのより身近な場所として、更には、地域住民の交流拠点として県内各地域に広がるよう、フードバンクをはじめ、関係団体、事業者等と連携して、子ども食堂の開設・運営のサポート体制を整備します。また、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に子ども食堂特別枠を設け、子ども食堂の普及・定着に取り組む団体の自主的・主体的な活動を支援します。	○子ども食堂サポート事業 ・コーディネーターの配置（統括コーディネーター1名、地区推進コーディネーター4名） ・開設セミナーの開催（5回※うち1回はオンライン） ・ボランティアセミナーの開催（2回※2回ともオンライン） ・子ども食堂推進会議の開催（1回） ○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業（子ども食堂特別枠） ・子ども食堂開設事業 19か所（上限20万円：2年総額） 参考：子ども食堂開設事業（継続） 13か所 （上限20万円：2年総額：2年目） ・子ども食堂スキルアップ事業 1団体（上限30万円） ・子ども食堂新しい生活様式対応事業 23か所（上限20万円）	○子ども食堂サポート事業 ・コーディネーターの配置（統括コーディネーター1名、地区推進コーディネーター7名） ・開催セミナーの開催（7回） ・啓発セミナーの開催（2回） ・ボランティアセミナーの開催（4回） ・子ども食堂推進会議の開催（1回） ○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業（子ども食堂特別枠） ・子ども食堂開設事業 16か所（上限20万円：2年総額） 参考：子ども食堂開設事業（継続） 15か所 （上限20万円：2年総額：2年目） ・子ども食堂スキルアップ事業 1団体（上限30万円） ・子ども食堂新しい生活様式対応事業 23か所（上限10万円） ・子ども食堂地域連携促進事業 7か所（上限10万円）
	②社会的養育が必要な子どもへの生活支援		
63	◆何らかの理由により実の親が育てられない社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭と同様の養育環境における継続的な養育を提供することができるよう、里親への委託や特別養子縁組の推進を図ります。	○里親養育包括支援事業 里親委託の推進や質の高い里親養育実現のため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置 ○特別養子縁組民間あっせん事業者が行う養親希望者の負担軽減や職員研修等の取組を助成	○里親養育包括支援事業 里親委託の推進や質の高い里親養育実現のため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置 ○特別養子縁組民間あっせん事業者が行う養親希望者の負担軽減や職員研修等の取組を助成
64	◆児童養護施設等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導に取り組むといった多機能化・高機能化に向けた支援を行います。	○児童保護費 児童養護施設等において、小規模かつ地域分散化された生活単位での養育体制の充実を図るうえで必要な職員の配置に要する経費を措置費で支弁 実施件数：26件 ○児童福祉施設整備費補助	○児童保護費 児童養護施設等において、小規模かつ地域分散化された生活単位での養育体制の充実を図るうえで必要な職員の配置に要する経費を措置費で支弁 実施予定件数：21件 ○児童福祉施設整備費補助
	③食育の推進に関する支援		
65	◆乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成を図る大切な時期です。 このため、「健やか親子21（第2次）」等の趣旨を踏まえつつ、市町、関係団体と連携し、地域における食育の推進を図ります。	○県民一斉健康づくり推進事業（やまぐち食育推進計画評価事業） ・食育月間（6月）に、県庁エントランスホール、各健康福祉センター、各市町において、啓発を行う。 ・食育推進会議の実施 （やまぐち食育推進計画（第3次）の進捗状況の確認と今後の方向性について）	○県民一斉健康づくり推進事業（やまぐち食育推進計画評価事業） ・食育月間（6月）に、県庁エントランスホール、各健康福祉センター、各市町において、啓発を行う。 ・食育推進会議の実施 （やまぐち食育推進計画（第3次）の進捗状況の確認と今後の方向性について）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
66	◆児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていないことがあることから、児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう、施設内における食育の推進に向けた支援を行います。	○児童養護施設に対する指導監査等（食育推進に向けた意識啓発等） 児童養護施設入所児童等は、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、施設に対する指導監査等の機会を通じて施設内における食育の推進に向けた意識啓発等を実施 実施施設：児童養護施設10か所、乳児院1か所、児童心理治療施設（平成29年度から名称変更）1か所、児童自立支援施設1か所、ファミリーホーム7か所、自立援助ホーム4か所	○児童養護施設に対する指導監査等（食育推進に向けた意識啓発等） 児童養護施設入所児童等は、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、施設に対する指導監査等の機会を通じて施設内における食育の推進に向けた意識啓発等を実施 実施予定施設：児童養護施設10か所、乳児院1か所、児童心理治療施設（平成29年度から名称変更）1か所、児童自立支援施設1か所、ファミリーホーム7か所、自立援助ホーム4か所
67	◆子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するよう促します。	○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 ＜実施個所＞4市	○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 ＜実施個所＞5市
（4）子どもの就労支援			
①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援			
68	◆生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 ＜実施個所＞7福祉事務所	○生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業） 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 ＜実施個所＞7福祉事務所
69	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（母子家庭等地域生活支援事業） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：148人（うち就業者15人） 就業情報提供延べ人数：20人	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（母子家庭等地域生活支援事業） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：40人（うち就業者0人） 就業情報提供延べ人数：11人（9月末現在）
②児童福祉施設入所児童等への就労支援			
70	◆児童養護施設等で暮らす子どもが希望に応じた職業選択ができるよう職業指導等を行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職できるよう、アパート等を賃借する場合の身元保証人の確保や、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の取得費用の一部助成を行います。	○児童保護費 児童養護施設等の入所児童に職業指導等を行う自立支援担当職員の配置に要する経費を措置費で支弁 自立支援担当職員数：6人 ○子どもの虐待対策強化事業（身元保証人確保対策事業、運転免許証取得補助事業） ・児童養護施設等を退所する児童等が就職やアパート等の賃貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を補助 補助件数：7件 ・児童養護施設の退所児童等、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の運転免許取得費用の一部助成を実施 補助件数：6件	○児童保護費 児童養護施設等の入所児童に職業指導等を行う自立支援担当職員の配置に要する経費を措置費で支弁 自立支援担当職員数：6人 ○子どもの虐待対策強化事業（身元保証人確保対策事業、運転免許証取得補助事業） ・児童養護施設等を退所する児童等が就職やアパート等の賃貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を補助 補助件数：6件 ・児童養護施設の退所児童等、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の運転免許取得費用の一部助成を実施 補助件数：5件

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
71	<p>③高等学校に通学する子どもへの就労支援</p> <p>◆就職を希望する全ての生徒に対して、「ガイダンスの充実」、「求人開拓の強化」、「マッチングの促進」を3つの柱とし、労働部局等関係機関と連携を深めながら、組織的できめ細かな就職支援を行います。</p>	<p>○やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業 「ガイダンスの充実」、「求人開拓の強化」、「マッチングの促進」を3つの柱とし、高校生の主体的な県内就職を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンスの充実：キャリアカウンセラーによる支援 ：県内企業説明動画の配信 ：オンライン面接対策動画の配信 ・求人開拓の強化：就職サポーター等による支援：派遣校制度により全ての高等学校等を支援 ・マッチングの促進：県内就職促進協議会：Web会議システムを活用したオンライン開催（6地区6回、3地域3回） 	<p>○やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業 「ガイダンスの充実」、「求人開拓の強化」、「マッチングの促進」を3つの柱とし、高校生の主体的な県内就職を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンスの充実：キャリアカウンセラーによる支援 ：県内企業説明動画の配信 ：オンライン面接対策動画の配信 ・求人開拓の強化：就職サポーター等による支援（派遣校制度により全ての高等学校等を支援） ・マッチングの促進：県内就職促進協議会の開催（県内9会場） ：応募前職場見学及び教員等による企業訪問
72	<p>④高校中退者等への就労支援</p> <p>◆山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立を支援します。また、学校が労働部局等関係機関と連携して就労支援機関等が実施する支援内容等について高校中退者等へ情報提供を行うなど、実情に応じた就労支援を行います。</p>	<p>○山口しごとセンター管理運営費 山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施</p> <p>○地域若者サポートステーション機能強化事業 就職に向けた悩みを持つ若者に対する心理カウンセリングや、職場体験等、ニート等の職業的自立支援を国の委託事業と連携して実施</p>	<p>○山口しごとセンター管理運営費 山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施</p> <p>○地域若者サポートステーション機能強化事業 就職に向けた悩みを持つ若者に対する心理カウンセリングや、職場体験等、ニート等の職業的自立支援を国の委託事業と連携して実施</p>
73	<p>◆若者の職業能力を高め、安定した雇用に結びつけるため、高等産業技術学校におけるデュアルシステム訓練や山口しごとセンターと連携した企業魅力体験プログラムの実施など、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。また、学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援訓練（特に基礎コース）について周知に努めます。</p>	<p>○職業能力開発支援事業 就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託訓練活用型デュアルシステム訓練 7コース開講 受講者91人 ・企業魅力体験プログラム 2コース開講 受講者25人 <p>○県ホームページによる周知</p>	<p>○職業能力開発支援事業 就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託訓練活用型デュアルシステム訓練 5コース開講予定 受講定員数100人（8月末現在） ・企業魅力体験プログラム 2コース開講予定 受講定員数40人（8月末現在） <p>○県ホームページによる周知</p>
74	<p>⑤子どもの社会的自立の確立のための支援</p> <p>◆子どもの職業的自立を推進するため、母子家庭等就業・自立支援センターや山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供します。</p>	<p>○ひとり親家庭等就業支援強化事業（就業・自立支援センター相談体制の充実・強化） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：148人（うち就業者15人） 就業情報提供延べ人数：20人</p> <p>○山口しごとセンター管理運営費 山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施</p>	<p>○ひとり親家庭等就業支援強化事業（就業・自立支援センター相談体制の充実・強化） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：40人（うち就業者0人） 就業情報提供延べ人数：11人（9月末現在）</p> <p>○山口しごとセンター管理運営費 山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施</p>

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	(5) 住宅に関する支援		
75	◆母子世帯、父子世帯、生活保護世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居枠を確保するほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進や、子育て世帯等の民間賃貸住宅の円滑な入居に関する相談・情報提供等を行います。	<p>○県営住宅の優先入居枠の確保</p> <p>○山口県居住支援協議会における住宅関連情報の発信</p> <p>①賃貸住宅の安定供給を図るため、活用可能な制度等に関する家主等向け説明会を開催 ・令和3年11月30日（岩国市）</p> <p>②国が開設している、「セーフティネット住宅情報提供システム」及び「あんしん住宅情報提供システム」の賃貸住宅情報の案内</p> <p>○山口県居住支援協議会における協力会員の登録及び情報提供 地域の不動産関係団体と連携し、賛同いただいた不動産業者を協力会員として登録し、子育て世帯等を支援する相談窓口を設置 登録業者数：114社</p> <p>○山口県居住支援協議会における相談ネットワークの構築 相談体制の機能強化のため、福祉部局等の各分野の担当窓口が情報共有できるネットワークの構築</p> <p>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事務の実施 登録住宅数：14,128戸</p>	<p>○県営住宅の優先入居枠の確保</p> <p>○山口県居住支援協議会における住宅関連情報の発信</p> <p>①賃貸住宅の安定供給を図るため、活用可能な制度等に関する家主等向け説明会を開催予定</p> <p>②国が開設している、「セーフティネット住宅情報提供システム」及び「あんしん住宅情報提供システム」の賃貸住宅情報の案内</p> <p>○山口県居住支援協議会における協力会員の登録及び情報提供 地域の不動産関係団体と連携し、賛同いただいた不動産業者を協力会員として登録し、子育て世帯等を支援する相談窓口を設置 登録業者数：114社（8月末現在）</p> <p>○山口県居住支援協議会における相談ネットワークの構築 相談体制の機能強化のため、福祉部局等の各分野の担当窓口が情報共有できるネットワークの構築</p> <p>○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事務の実施 登録住宅数：14,642戸（9月13日現在）</p>
76	◆ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き行います。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）	○母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金）
77	◆生活困窮者自立支援法に基づき、離職や自己の都合によらない収入の減少等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。	<p>○生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、県内すべての福祉事務所において、離職等又はやむを得ない休業により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある者に対し、有期で家賃額を支給</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職後2年以内又は給与や収入を得る機会が当該個人の都合によらないで減少したこと ・毎月の収入、資産額が一定額以下であること ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等 <p><支給額></p> <p>賃貸住宅の家賃相当分（生活保護の住宅扶助基準が上限）</p> <p><支給期間></p> <p>原則3か月（最長9か月）</p>	<p>○生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、県内すべての福祉事務所において、離職等又はやむを得ない休業により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある者に対し、有期で家賃額を支給</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職後2年以内又は給与や収入を得る機会が当該個人の都合によらないで減少したこと ・毎月の収入、資産額が一定額以下であること ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等 <p><支給額></p> <p>賃貸住宅の家賃相当分（生活保護の住宅扶助基準が上限）</p> <p><支給期間></p> <p>原則3か月（最長9か月）</p>

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援		
	①家庭への復帰支援		
78	◆措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が保護者に子どもへの接し方等の助言やカウンセリングを行うとともに、一定期間は、地域の関係機関等と連携して、子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を行います。	○子どもの虐待対策強化事業（ハイリスク家庭見守りチームの派遣、子育てに悩む親支援プログラムの実施） ○地域子ども・子育て支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助	○子どもの虐待対策強化事業（ハイリスク家庭見守りチームの派遣、子育てに悩む親支援プログラムの実施） ○地域子ども・子育て支援事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助
	②退所後の相談支援		
79	◆進学や就職ができなかった子どもや、自立に向けて継続した支援が必要な子どもについては、22歳になる年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住させ、必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子どもについては、自立支援資金貸付事業の実施等により、子どもの自立に向けた継続的な支援を行います。	○児童保護費（自立援助ホーム等） 自立援助ホーム等に入居する児童等に係る経費を措置費で支弁 対象児童：延べ90人 ○子どもの虐待対策強化事業（社会的養護自立支援事業、自立支援資金貸付事業） ・児童養護施設退所者等で自立支援を必要とする者に対し、生活指導や居住費支給等の支援を実施 対象者：4人 ・児童養護施設退所者等に対し、家賃相当額、生活費、就職に必要な資格取得費を貸付 貸付件数：5件	○児童保護費（自立援助ホーム等） 自立援助ホーム等に入居する児童等に係る経費を措置費で支弁 対象児童：延べ165人 ○子どもの虐待対策強化事業（社会的養護自立支援事業、自立支援資金貸付事業） ・児童養護施設退所者等で自立支援を必要とする者に対し、生活指導や居住費支給等の支援を実施 対象者：5人 ・児童養護施設退所者等に対し、家賃相当額、生活費、就職に必要な資格取得費を貸付 貸付件数：7件
	(7) 支援体制の強化		
	①児童家庭支援センターの相談機能の強化		
80	◆子どもや家庭の相談について、児童福祉の専門機関と一緒に問題解決の支援を行う児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるよう機能強化を図ります。	○児童保護費（負担金）	○児童保護費（負担金）
	②社会的養護の体制整備		
81	◆社会的養護の充実のため、児童養護施設等における職員の配置基準の充実や里親支援担当職員の配置の推進等について、国へ要望するなど必要な支援を行います。併せて、新たに里親になる人材を確保するため、制度説明会の開催や制度のPR活動を積極的にを行うとともに、質の高い里親養育を実現するため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置します。	○全国知事会を通じた国への要望 施設の職員配置基準の充実等、全国知事会等を通じて、国に要望を実施 ○家庭的養護推進事業（里親委託等推進事業） 里親委託の推進に向け、養育力の向上を目的とした各種研修事業の実施 ○里親養育包括支援事業 里親委託の推進や質の高い里親養育実現のため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置	○全国知事会を通じた国への要望 施設の職員配置基準の充実等、全国知事会等を通じて、国に要望を実施 ○家庭的養護推進事業（里親委託等推進事業） 里親委託の推進に向け、養育力の向上を目的とした各種研修事業の実施 ○里親養育包括支援事業 里親委託の推進や質の高い里親養育実現のため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の一連の業務を包括的に実施するフォスタリング機関を設置

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	③児童相談所等の体制強化		
82	◆増加する児童虐待に対応するため、引き続き、児童福祉司等専門職員を増員するとともに、児童福祉司等専門職員に対するキャリアアップ研修や、関係機関との連携強化のための分野別研修により職員の資質向上を図ります。また、児童相談所及び市町の情報共有に向けたネットワークを構築し、行政間の連携強化による漏れのない対策を推進します。	○児童福祉司等専門職員の増員 ○子どもの虐待対策体制強化事業 児童相談所や市町等の児童虐待対策に関わる職員に対する研修実施により、児童虐待対策の強化を図る。 ・キャリアアップ研修（年7回開催） ・分野別研修（年2回開催）	○児童福祉司等専門職員の増員 ○子どもの虐待対策体制強化事業 児童相談所や市町等の児童虐待対策に関わる職員に対する研修実施により、児童虐待対策の強化を図る。 ・キャリアアップ研修（年7回開催） ・分野別研修（年2回開催）
	④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進		
83	◆ひとり親が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、市町窓口における適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や児童扶養手当の現況届時期等における集中相談体制の構築を促します。また、事務手続に係る負担軽減のため、添付書類の省略の推進等に努めます。	○家庭福祉関係事務担当者説明会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため説明会は開催せず、関係資料を送付	○家庭福祉関係事務担当者説明会の開催 令和4年5月12日開催
	⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進		
84	◆生活困窮者自立相談支援事業の支援員と母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につながる体制の充実を図ります。	○生活困窮者自立支援事業 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施し、県内すべての福祉事務所において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行う。 ○母子・父子自立支援員の資質向上 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催（年1回開催）	○生活困窮者自立支援事業 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施し、県内すべての福祉事務所において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行う。 ○母子・父子自立支援員の資質向上 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催（年2回開催予定）
	⑥相談職員の資質向上		
85	◆生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を行います。	○生活困窮者自立支援事業（制度推進研修会） 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を行う。	○生活困窮者自立支援事業（制度推進研修会） 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を行う。
86	◆生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。	○生活保護法施行事務費 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。	○生活保護法施行事務費 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。
87	◆ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修を行い、関係職員の専門性の向上を図ります。	○母子・父子自立支援員等活動費（母子・父子自立支援員業務研修） 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催（年1回開催）	○母子・父子自立支援員等活動費（母子・父子自立支援員業務研修） 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催（年2回開催予定）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
88	◆思春期精神保健対策研修等により、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）の養成に取り組みます。	○専門家の養成に資する各種研修を関係機関に周知 ○精神保健福祉センター職員が、ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修会やひきこもり対策研修に参加 ○ひきこもり支援研修Ⅰ（10月）、Ⅱ（ひきこもりサポーター養成研修）（12月）、Ⅲ（1月）を開催	○引き続き、専門家の養成に資する各種研修を関係機関に周知 ○精神保健福祉センター職員を、ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修会やひきこもり対策研修に参加させ、県が開催する研修の充実を図る。 ○ひきこもり支援研修Ⅰ、Ⅱ（ひきこもりサポーター養成研修）を開催し、専門家の養成に取り組む。
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
（1）職業生活の安定と向上のための支援			
①仕事と子育ての両立に向けた支援			
89	◆やまぐち働き方改革支援センターを中心とした、企業に身近な相談支援体制を充実・強化し、長時間労働の縮減や多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けた企業の自主的な取組を支援します。また、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」の実現に向け、県内企業のモデルとなる取組を強化・拡大します。	○やまぐち働き方改革実践・定着サポート事業 ・働き方改革支援センターによる取組支援 アドバイザーによるアウトリーチ支援 セミナー、研修会の開催 報告会の開催 ・民間アドバイザーの養成・登録 ・職場リーダーの養成、専門コンサルタントの派遣 ・優良企業の認定	○やまぐち働き方改革実践・定着サポート事業 ・働き方改革支援センターによる取組支援 アドバイザーによるアウトリーチ支援 セミナー、研修会の開催 報告会の開催 ・民間アドバイザーの養成・登録 ・職場リーダーの養成、専門コンサルタントの派遣 ・優良企業の認定
90	◆山口しごとセンターを中心に、女性の未就業者に対する就業意欲の喚起やマッチング、企業に対する働きやすい職場環境整備等の支援を一体的に行い、女性の希望に応じた就業を促進します。	○女性・シニア新規就業促進事業 ・山口しごとセンターに就職支援員を配置し、キャリアカウンセリング等を実施 ・女性の時間的制約に応じた雇用を創出し、未就業女性とのマッチング 求職者向け各種講座、企業向けセミナー 就職マッチングイベント「ママドラフト会議」開催 ・女性活躍応援促進施設整備補助金 女性専用施設等の整備に対する補助	○女性・シニア新規就業促進事業 ・山口しごとセンターに就職支援員を配置し、キャリアカウンセリング等を実施 ・女性の時間的制約に応じた雇用を創出し、未就業女性とのマッチング 求職者向け各種講座、企業向けセミナー 就職マッチングイベント「ママドラフト会議」開催 ・女性活躍応援促進施設整備補助金 女性専用施設等の整備に対する補助
（2）ひとり親に対する就労支援			
①ひとり親家庭の親への就労支援			
91	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（就業・自立支援センター相談体制の充実・強化） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：148人（うち就業者15人） 就業情報提供延べ人数：20人	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（就業・自立支援センター相談体制の充実・強化） 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者：40人（うち就業者0人） 就業情報提供延べ人数：11人（9月末現在）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
92	◆児童扶養手当受給者に対して、自立目標や支援内容を設定・記載した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な支援を行います。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（母子・父子自立支援プログラム策定事業） 福祉及び雇用関係機関の連携によるきめ細やかで継続的な自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数：11人	○ひとり親家庭等就業支援強化事業（母子・父子自立支援プログラム策定事業） 福祉及び雇用関係機関の連携によるきめ細やかで継続的な自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数：1人（9月末現在）
93	◆就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進するため、ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金事業を通じ、ひとり親家庭の親の就業を支援します。	○ひとり親家庭自立支援給付事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等） ひとり親が教育訓練講座を受講する場合、又は資格取得のため1年以上の養成機関で修行する場合に給付金を支給 高等職業訓練促進給付金 7件 ○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付） 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を実施 ・入学準備金：貸付額（上限）500,000円 ・就職準備金：貸付額（上限）200,000円 貸付実績：24件	○ひとり親家庭自立支援給付事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等） ひとり親が教育訓練講座を受講する場合、又は資格取得のため1年以上の養成機関で修行する場合に給付金を支給 高等職業訓練促進給付金 4件（9月末現在） ○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付） 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を実施 ・入学準備金：貸付額（上限）500,000円 ・就職準備金：貸付額（上限）200,000円 貸付実績：18件（9月末現在）
94	◆子育て女性等の再就職を支援するため、国の各種支援制度や子育て女性向け企業情報など、企業や子育て女性等に情報提供を行うとともに、職業能力の開発・向上に向けた職業訓練において、託児サービス付き訓練や離職者等再就職訓練の定員に母子家庭の母等の専用枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。	○子育て女性等の活躍応援事業 ・長期間職に就いていない女性や母子家庭の母等に対し、就職する上で必要となる能力を開発・向上させる職業訓練を実施	○子育て女性等の活躍応援事業 ・長期間職に就いていない女性や母子家庭の母等に対し、就職する上で必要となる能力を開発・向上させる職業訓練を実施
	②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立		
95	◆一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育等のサービスの提供、児童養護施設等における児童の一時預かり（ショートステイ）や夜間・休日の養護（トワイライトステイ）等により、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立を支援します。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数：273世帯 家庭支援員派遣件数：60件 ○地域子ども・子育て支援事業（短期支援事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数：272世帯 家庭支援員派遣件数：44件（9月末現在） ○地域子ども・子育て支援事業（短期支援事業） 実施主体である市町に対し、事業に係る費用の一部を補助

指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
③ひとり親家庭の親の学び直しの支援		
<p>96 ◆ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。また、高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。</p>	<p>○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業） ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の一部を支給</p> <p>○生活保護扶助費（高等学校等就学費） 高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給</p>	<p>○ひとり親家庭等就業支援強化事業（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業） ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用の一部を支給</p> <p>○生活保護扶助費（高等学校等就学費） 高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給</p>
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援		
①就労機会の確保		
<p>97 ◆生活困窮者や生活保護受給者の就労を促進するため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。</p>	<p>○生活保護扶助費 積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行う。</p> <p>○生活困窮自立支援事業（就労準備支援事業） 生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含め就労による自立を目指す者に対し、就労支援員による支援や公共職業安定所（ハローワーク）と福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施</p> <p>○生活困窮者就労訓練事業 利用者の状況に応じた就労・就労体験の機会を提供する。</p>	<p>○生活保護扶助費 積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行う。</p> <p>○生活困窮自立支援事業（就労準備支援事業） 生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含め就労による自立を目指す者に対し、就労支援員による支援や公共職業安定所（ハローワーク）と福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施</p> <p>○生活困窮者就労訓練事業 利用者の状況に応じた就労・就労体験の機会を提供する。</p>
②非正規雇用から正規雇用への転換		
<p>98 ◆国の行う非正規雇用労働者の正社員への移行の促進に向けた職業訓練機会の確保の取組の周知による支援を行います。また、5月の「県内就職促進月間」における経済団体や企業への訪問、山口しごとセンターによる企業への個別求人開拓など、あらゆる機会をとらえて、企業に対し、正規雇用の拡大を要請します。</p>	<p>○国の取組の周知 5月の「県内就職促進月間」に併せ、労働局における、特別労働相談窓口の設置や雇用調整助成金の拡充等の取組を周知</p> <p>○企業に対する正規雇用拡大の要請 県内就職促進月間に県内企業1,962社、6団体に対し、正規雇用の拡大等を要請 山口しごとセンターの企業サポーターが県内企業訪問時に要請を実施 【要請内容】 ・新卒予定者等の県内就職の確保・拡大 ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持・事業の継続 ・多様な人材の活躍促進</p>	<p>○国の取組の周知 5月の「県内就職促進月間」に併せ、労働局における、特別労働相談窓口の設置や雇用調整助成金の拡充等の取組を周知</p> <p>○企業に対する正規雇用拡大の要請 県内就職促進月間に県内企業1,934社、6団体に対し、正規雇用の拡大等を要請 山口しごとセンターの企業サポーターが県内企業訪問時に要請を実施 【要請内容】 ・新卒予定者等の県内就職の確保・拡大 ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持・事業の継続 ・多様な人材の活躍促進</p>

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
	4 経済的支援		
	①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施		
99	◆児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施します。 また、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令改正に伴う児童扶養手当制度に係る事務の円滑な履行に努めます。	○児童手当等交付金 ○児童扶養手当支給事業費(県HP、市町広報誌等による制度周知) 児童扶養手当制度にかかる事務の円滑な履行(支払回数 年6回)	○児童手当等交付金 ○児童扶養手当支給事業費(県HP、市町広報誌等による制度周知) 児童扶養手当制度にかかる事務の円滑な履行(支払回数 年6回)
	②養育費の確保の推進		
100	◆ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(養育費等支援事業) ・就業・自立支援センター相談体制の充実・強化 養育費関連相談件数:33件 有料法律相談経費助成件数:3件 ・養育費相談員の配置による専門相談 養育費に関する専門知識を有する相談員3名の配置による養育費相談	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(養育費等支援事業) ・就業・自立支援センター相談体制の充実・強化 養育費関連相談件数:70件 有料法律相談経費助成件数:2件(9月末現在) ・養育費相談員の配置による専門相談 養育費に関する専門知識を有する相談員3名の配置による養育費相談
101	◆母子・父子自立支援員等の相談関係者が、養育費確保に向けた相談に適切に対応できるよう、養育費の取得手続や面会交流、関係機関・団体との連携等に関する研修を行います。	○母子・父子自立支援員等活動費(母子・父子自立支援員業務研修) 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催(年1回開催)	○母子・父子自立支援員等活動費(母子・父子自立支援員業務研修) 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催(年2回開催予定)
102	◆離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性を理解してもらうため、相談窓口や養育費に関する知識、面会交流の取決めなどについて、法律等の専門家による支援講座を開催するとともに、パンフレットを用いた分かりやすい情報提供、啓発活動に努めます。	○母子・父子福祉センターに、国の養育費相談支援センターが作成したパンフレット等の備え付け	○母子・父子福祉センターに、国の養育費相談支援センターが作成したパンフレット等の備え付け
	③山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援		
103	◆会社倒産や事業不振等により、離職を余儀なくされた勤労者の生活の安定を図るため、大学教育資金や生活資金などを貸付けます。	○労働福祉金融対策費 離職を余儀なくされた勤労者に生活資金を低利で貸し付け、生活の安定を図るために実施 新規融資枠 13,500千円	○労働福祉金融対策費 離職を余儀なくされた勤労者に生活資金を低利で貸し付け、生活の安定を図るために実施 新規融資枠 12,000千円
	第5章 新型コロナウイルス感染の影響等を踏まえた子どもの貧困対策		
	1 教育の支援		
104	◆ICTを活用した家庭学習の充実や臨時休業等においても学びの機会を確保するため、通信環境が整っていない家庭の児童生徒に対し、モバイルルーターを貸与します。	○新たな学びを実現する教育ICT推進事業 ICTを活用した家庭学習の充実や臨時休業等における学びを保障するため、家庭に通信環境が整っていない県立学校の児童生徒に対して、モバイルルーターを貸与 貸与台数:342台	○教育ICT管理運営費 ICTを活用した家庭学習の充実や臨時休業等における学びを保障するため、家庭に通信環境が整っていない県立学校の児童生徒に対して、モバイルルーターを貸与 貸与予定台数:約350台
105	◆これからの時代に必要な資質能力の育成に向け、先端技術を活用して質の高い教育を実践するため、県立学校の全児童生徒を対象に端末を配備します。	(令和2年度で全児童生徒に配備済み)	(令和2年度で全児童生徒に配備済み)

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
106	◆私立高等学校等におけるICTを活用した教育環境の整備について、国の制度等を活用し、支援します。	○私立高等学校等「未来型教育」支援事業（R2からの繰越） ICT専門的人材の配置等に対する支援：対象21校	（令和2年度限り）
107	◆県立大学が経済的に困窮する学生に対して実施する授業料等減免への補助を行います。	○県立大学運営費交付金 ・授業料減免対象者：206人 ・入学料減免対象者：54人	○県立大学運営費交付金（修学支援新制度対応分） ・授業料減免対象予定者：202人 ・入学料減免対象予定者：49人
108	◆私立専門学校が経済的に困窮する学生に対して実施する授業料減免への支援を行います。	○私立専門学校修学支援事業 ・授業料減免対象者：297人 ・入学料減免対象者：131人	○私立専門学校修学支援事業 ・授業料減免対象予定者：385人 ・入学料減免対象予定者：141人
109	◆家計急変により、保護者の収入が激減した世帯に対して、高等学校等の授業料の減免及び授業料以外の教育費負担軽減のための奨学給付金を支給します。	○国公立高校生奨学給付金事業 【公立】支給実績：53人 ○私立高校生等奨学給付金事業 支給対象者：26人	○国公立高校生奨学給付金事業 【公立】支給予定者：約90人 ○私立高校生等奨学給付金事業 支給対象予定者：35人
110	◆低所得世帯の家庭学習を支えるため、高校生等に対する通信費を支援します。	（令和3年度以降、通信費相当額については奨学給付金単価に統合）	（令和3年度以降、通信費相当額については奨学給付金単価に統合）
	2 生活の安定に資するための支援		
111	◆定例的に実施している子ども食堂の開催に代えて、または追加して行う食事の配達、小規模・分散化での子ども食堂の追加開催等、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援します。	○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 ・子ども食堂新しい生活様式対応事業 23か所（上限20万円）	○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 ・子ども食堂新しい生活様式対応事業 23か所（上限10万円）
112	◆新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による企業説明会の開催が困難な中での企業との出会いの場として、WEB会議システムを活用した就職フェア等を開催します。（令和2年度）	（令和2年度限り）	（令和2年度限り）
113	◆離職や自己の都合によらない収入の減少等により経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業	○生活困窮者自立支援事業
	3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援		
114	◆新型コロナウイルス感染拡大の防止に対応するため、在宅でできる公共職業訓練「eラーニングコース」を実施します。	○職業能力開発支援事業 ・eラーニングコース 4コース開講 受講者23人	○職業能力開発支援事業 ・eラーニングコース 5コース開講予定 受講定員数50人（8月末現在）
115	◆新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・雇い止めされた離職者等の早期の再就職を促進するため、人手不足業種の県内事業所に正規雇用された方に対して支援金を支給します。（令和2年度）	（令和2年度限り）	（令和2年度限り）

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況（予定）
	4 経済的支援		
116	◆新型コロナウイルス感染症等の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給を行います。	○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※福祉事務所未設置の5町分 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」	○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※福祉事務所未設置の5町分 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」
117	◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、一時的な生計維持や日常生活の維持のための貸付を必要とする世帯に対し、山口県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付を行います。	○生活福祉資金貸付事業費補助（特例貸付） 特例貸付の申請期間が令和4年9月末まで延長されたため、引き続き特例貸付を実施 貸付件数：6,827件 貸付決定金額：2,747,593千円	○生活福祉資金貸付事業費補助（特例貸付） 特例貸付の申請期間が令和4年9月末まで延長されたため、引き続き特例貸付を実施 申請期間の終了後は、特例貸付における償還免除の適用や周知、借受人に対する支援など、借受人に対し適切な対応を行う。